

様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 年 日

福島県林業研究センター所長

住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
FAX番号
(作成担当者 職・氏名)

令和7年3月3日付けで公告がありました「令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札参加資格について確認を受けたので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件にすべて該当するものであること、また、下記2の添付書類の内容については、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受けている者を含む。
- (5) 本公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 業務実績書（様式2）

注 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

業務実績書

労働者派遣事業の 許可番号			
	実績①	実績②	実績③
業 務 名			
発注機関			
契約期間 (履行期間)			
契約金額 <small>※単価契約の場合は 単価と支払総額</small>			
業務の内容 (概要)			

上記実績の内容について、事実と相違ありません。

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

- (注 1) 入札保証金納付免除申請書の添付書類とする場合は、過去 2 年間における契約案件 2 件以上について記載してください。
- (注 2) 勤務実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
- (1) 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
 - (2) 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の証明を受けた実績証明書（様式 8）
 - イ アを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
 - (3) 実績は本店・支店を問わない。

様式3 ※提出不要です

一般競争入札参加資格確認通知書

番 号
令和 年 月 日

_____様

福島県林業研究センター所長 印

先に申請のありました「令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る入札参加資格については、下記のとおり確認しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公 告 日	令和7年3月3日
業 務 名	令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務
本公告に係る入札参加資格の有無	有
	無
	入札参加資格がないと認めた理由
入札保証金の免除について	免除する
	免除しない
	免除しないと認めた理由

2 入札参加資格ありとされた方に対する条件

入札説明書及び仕様書に基づき入札してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

入 札 書

業務種類	単 価							予定数量	単価に予定数量を乗じた金額									
	金額	拾	万	千	百	拾	円		金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
労働者派遣	金額							4,998.75 時間	金額									
モニタリング 検体運搬	金額							115回	金額									
上記「労働者派遣」単価に予定数量を乗じた金額と「モニタリング検体運搬」単価に予定数量を乗じた金額の合計額									金額									

業 務 名 令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る
労働者派遣業務

履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名

(代理人氏名、押印)

印

福島県林業研究センター所長

- 注) 1 金額の頭に、¥を付すこと。
 2 再度入札の場合には、入札書の前に「再」と記入すること。
 3 委託種類の「労働者派遣」には1人1時間当たりの単価（消費税抜き）、「モニタリング検体運搬」には福島県林業研究センターから福島県農業総合センターまでの1往復当たりの単価（消費税抜き）を記入し、それぞれの単価に予定数量を乗じた金額を併せて記入するとともに、2種類の単価に予定数量を乗じた金額の合計額（消費税抜き）も記入すること。

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長

質問者 住所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号 ()
FAX ()

公 告 日	令和7年3月3日	
業 務 名	令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
冊子名及び 該当ページ	質問項目	質問の趣旨・内容

- 注
- 1 質問書は送付後、必ず電話で確認をすること
 - 2 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載すること
 - 3 冊子名及び回答ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。
 - 4 回答内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県林業研究センターホームページに掲載される。

様式6

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長
(公 印 省 略)

公 告 日	令和7年3月3日	
業 務 名	令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務	
質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

「令和 7 年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）。
- 2 入札参加者が、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する業務実績書（様式 2）及び（注）に示した証明書類。

なお、福島県が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写しを添付することができる。

（注） 提出書類により 1 又は 2 に○印を付してください。

注 納入実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- （1） 福島県が発注した契約の場合：契約書の写し
- （2） 福島県以外が発注した契約の場合
 - ア 発注機関の証明を受けた実績証明願（様式 8）
 - イ アを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- （3） 実績は本店・支店を問わない。

様式8

実績証明願

令和 年 月 日

様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

一般競争入札の入札（契約）保証金免除申請のため、福島県に提出する必要がありますので、下記業務の実績を証明願います。

記

業 務 名	
発注機関	
契約期間	
契約金額	
委託内容	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

証明者

(参考様式)

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和7年3月24日に執行される「令和7年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県林業研究センター所長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(代理人が出席する場合に必要)

○福島県財務規則（昭和三十九年三月二十五日 福島県規則第十七号）抜粋

○別記 1

（入札保証金の減免）

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

（昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・平四規則二一・平一九規則三四・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二三規則二四・平二四規則二九・平二八規則三〇・一部改正）

（入札保証保険証券の提出）

第二百五十条 第二百三十条第一項の規定は、前条第一項の規定により入札保証金を免除しようとする場合について準用する。この場合において、第二百三十条第一項中「履行保証保険契約」とあるのは「入札保証保険契約」と、「契約の相手方となるべき者」とあるのは「一般競争入札に参加しようとする者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（平八規則二二・一部改正）

○別記 2

（契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公

庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- 七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十二 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- 十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。